

# すくすく おっばい通信 第33号

令和4年10月号

朝夕は次第に肌寒く感じるようになってまいりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。10月より育児・介護休業法が改正になり、産後パパ育休が創設されます。育児休業をとるパパも増えていますが、他にも産後に受けられるサポートがあるので紹介したいと思います。



## 産後ケア事業

病院や診療所、助産院で宿泊または日帰りにより、母体の回復のための支援や育児指導、生活の相談等のサービスを行う事業です

<対象> 産後12か月未満（宿泊型利用は産後4か月未満）の産婦とその乳児

<サービス内容> 産後の母体管理、生活、不安に関する相談・指導  
おっばいに関する相談、授乳に関する助言・指導  
乳児の発育や排泄のチェック  
在宅での育児に関する相談・指導

<利用上限、利用料> 宿泊型、日帰りともに7日間まで利用できます（多胎産婦は10日間）  
利用料は1日当たり、宿泊型5500円、日帰り3200円

<申請方法> 妊娠32週から利用を希望する1週間前までに、区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課に相談・申請してください

産後すぐに利用したい場合は、出産前に申請し、出産後に連絡してください

<施設> 産後ケア事業実施施設詳細のページをご覧ください

## 育児ヘルプサービス

産後1年以内で体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います

<サービス内容> 家事の準備・後片付け、掃除、買い物、育児（授乳、おむつ交換、沐浴介助）支援

<利用期間、時間> 産後1年以内で20回以内（多胎場合は30回以内）

1日1回まで、1回につき2時間まで、通常午前9時～午後6時まで

<利用料金> 1時間あたり600円

<申請方法> 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課に申請書を提出してください  
原則、利用の2週間前までに申し込みが必要です

## 妊産婦・新生児・未熟児訪問指導

<新生児・未熟児> 母子手帳別冊に綴じこんでいる「出生連絡票」（はかき）を郵送するか、電子申請サービスで申請できます

<妊産婦> 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課に直接申し込んでください

様々な育児サポートを活用して、無理せずに楽しく育児していきましょう。

5 西病棟 広報担当